

No.	ページ等	質問	回答
1	(東部) ・仕様書8【P6】 (中西部) ・仕様書8(1)【P6】	設置場所とは別の法人事業所で受付を行い、 発達障害者支援センターを案内することは可能か。	可能です。 ただし、どのような管理運営体制にするかを別紙様式2-6(管理運営体制表)の(3)に記載してください。 また、設備整備費用は委託費に含まれていないため、設備整備を行った場合は法人負担となります。
2	(東部) ・仕様書8【P6】 (中西部) ・仕様書8(1)【P6】	設置場所とは別の法人事業所で支援を行うことは可能か。	可能です。 ただし、どのような体制でどう実施するのか別紙様式2-5(事業計画について)に記載してください。 なお、設備整備費用は委託費に含まれていないため、設備整備を行った場合は法人負担となります。
3	(東部、中西部共通) 仕様書7(1)【P5】	発達障害者支援センターに配置した医師が診療所で勤務する場合は記載する必要があるか。	別紙様式2-6(管理運営体制表)の(1)の備考欄にその旨を記載してください。
4	(東部、中西部共通) ・仕様書10(1)【P7】	建物の修繕費は県が負担する考えでよいか。	建物の修繕費用は県が負担しますが、受託法人(使用者)に瑕疵がある場合は、受託法人に修繕費用相当分を求める場合があります。
5	(東部、中西部共通) ・仕様書10(1)【P7】	建物の修繕費用のために、保険に加入してもよいか。	東部センターの場合は任意であり、中西部センターの場合は貸主との契約内容によりご判断ください(貸主が賃借の条件として保険加入を必須としている場合がある)。
6	(東部、中西部共通) 仕様書7(2)ウ【P5】	常勤医師が配置できない場合はどうなるか。	原則常勤1名ですが、仕様書7(2)ウでは非常勤の規定も設けています。
7	(東部) ・募集要項4【P2】	東部センターの運営場所は県が賃借とのことだが、委託費には賃借料は含まれないとの理解で良いか。	貴見のとおり、委託料に賃借料分は含まれていません。
8	(東部、中西部共通) ・募集要項5【P2】	障害福祉サービス事業所を運営しているが、既に是正はしているが、昨年県の実施指導で指摘を受けた。申請に問題はないか。	募集要項5の参加資格を満たしていれば問題ございません。 ただし、「審査基準と配点」には法人の運営状況(指導監査を含む)があるため、どのような指摘を受け、どのように対応したかを記載してください。

No.	ページ等	質問	回答
9	(東部、中西部共通) ・募集要項6(1)カ【P3】	決算書を提出する必要があるか。	提出してください。
10	(東部) ・仕様書12(3)【P8】 (中西部) ・仕様書12(3)【P9】	受託事業は別会計で行うが、そのことを記載する必要はあるか。	東部センターの場合は別紙様式2-8の(2)に、中西部センターの場合は別紙様式2-9の(2)に記載してください。
11	(東部、中西部共通) 別紙様式9	法人として障害福祉サービス事業や市町から事業を受託しているが、契約書や仕様書の写しを提出すればよいか。それらを説明する資料を作成する必要があるか。	契約書や仕様書に加え、履行状況も確認したいため実績報告書等の資料も添付してください。実績報告書等の資料が膨大になる場合は抜粋いただいても構いません。また、実績報告書等に支援対象の氏名等の個人情報が含まれている場合は黒塗りにし、個人が特定できないように加工してください。 説明資料については、別紙様式2-2の(1)に説明をご記載ください。別途資料を添付いただいても構いません。